

## 保育料について

【ご意見】（令和7年11月19日受付）

現在、生後8ヶ月の子供があり、本年度から共働きをしたく、未満児保育をお願いする予定になっております。

私たち世代で未満児の保育料は月48,000円と通知書が届きました。一般的に考えて妻が職場復帰するということは少しでも家計の助けになればという状況からではないでしょうか？

保育料は第一子なので月15,000円です。

そもそもこの児童手当の何倍も保育料が掛かってしまっては手当の意味すらありません。

他の市町村では保育料の無償化や、未満児でも数千円程度で預けられる制度の変更をされているということも聞きます。

なにより、未満児で預ける負担が大きすぎて、子供は難しいと考えてしまう共働きの夫婦などもいらっしゃるのではないかでしょうか。

出産して子育てをしやすい市にしていただけることを何より望みます。

### 【回答】

保育料（利用者負担額）は、保育園の運営費等の園の利用にかかる費用の一部をご家庭に負担していただいている料金で、令和元年10月から3歳以上児は、保護者の所得に関係なく全国の保育園等で無償化となりました。3歳未満児は、市内保育園等では0円～57,500円の範囲で保護者世帯の市民税額に応じて保育料を決定しております。

また、多子世帯の3歳未満児の保育料につきましては、国・県や市独自の軽減制度により無償化や軽減措置を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っております。

保育料は、保育園の利用にかかる費用の一部をご家庭に負担していただいている料金です。園における保育サービスにかかる経費（人件費等）は年々増大しておりますが、市では保育料基準額を値上げせずに据え置いた上で、保育サービスの提供体制の維持に努めております。

市といたしましては、保育園を含めた出産・子育てに係るサービスについて、他市の状況を注視しつつ、市全体の子育て施策の中でバランスを取りながら総合的に支援が充実していくよう努めてまいります。何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

担当 保育課